

公益社団法人 静岡県栄養士会 医療事業部 運営規程

(総則)

第1条 本事業部運営規程は、定款細則第16条第3項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本事業部は、公益社団法人静岡県栄養士会（以下「県栄養士会」という。）医療事業部という。

(目的)

第3条 本事業部は、医療の分野において専門職業人としての倫理及び科学的かつ高度な技術に裏づけられた栄養管理を行い、食及び栄養の指導を通して傷病者への栄養改善に取り組み早い回復をめざすための資質向上をはかり、広く県民の健康維持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本事業部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 第3条に定める職域分野における管理栄養士・栄養士の専門性に関する事業
- (2) 第3条に定める職域分野における管理栄養士・栄養士の資質向上に関する事業
- (3) その他本事業部の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本事業部の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1) 医療事業部長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 運営委員 若干名

2 医療事業部長は、本会理事のうちから選出する。

3 幹事は、本会理事がこれに当たる。

4 運営委員は、東部・中部・西部の地区ごとに本事業部会員の中から選出し、医療事業部長の推薦により県栄養士会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 医療事業部長は、本事業部を代表し会務を統括する。

2 幹事は、医療事業部長を補佐し、医療事業部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 運営委員は、医療事業部長、幹事を補佐し会務を執行する。

(任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

(会議)

第8条 会議は、運営委員会とし、次の事項を協議する。

- (1) 理事会で議決した事項
- (2) 理事会で検討すべき事項
- (3) その他、理事会で決議を要さない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第9条 運営委員会は、医療事業部長が必要と認めたとき随時開催する。

(会議の議長)

第10条 会議の議長は、医療事業部長がこれに当たる。

(会議の決議)

第11条 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費の支弁)

第12条 本事業部の経費は、県栄養士会事業費の活動費とその他の収入をもって支弁する。

(規程の変更)

第13条 この規程の内容に変更があった場合は、遅滞なく会長へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 本事業部運営規程は、平成25年10月27日から施行する。